

★産休・育休制度についてのご案内★

産休とは？

産前産後休業制度（産休）は、産前6週、産後8週の期間、休業できる制度です。

産前休業は任意ですが産後の特に6週間は必ず取得しなければいけません。

休業期間中は**社会保険料の支払は免除**されます。

また休業中は一般的にはお給料は発生しませんが一定の条件を満たせば加入している健康保険から**出産一時金**と**出産手当金**を受給できます。

●出産育児一時金●

被保険者および、その被扶養者が出産したときに加入している健康保険組合に申請すると**1児につき50万円**が支給されます。（2023.4改正）

●出産手当金●

産前産後休業を取得して、お給料を受け取っていない期間受給できます。

1日当たりの金額は

【支給開始日以前12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額】 ÷ 30日 × (2/3)

で計算します。

もし休んでいる期間、出産手当金の額より多い報酬が支給される場合は、出産手当金は支給されません。

たとえば産前休業期間を有給休暇に充てた日は受給対象外になります。また、もし出産日が予定日よりおくれた場合でも出産手当金の支給期間は出産日後56日となるため、該当日はすべて受給できます。

育児休業とは？

「育休」は子を養育するためにする休業です。「育児」のためのお休みなので男女ともに取得ができます。取得期間は子が**原則1歳になるまで**取得できます。

保育園に入所できない場合など理由がある場合、**1歳6か月まで**延長することができます。さらに延長をしても保育園が見つからないなど仕事復帰が難しい場合は再度申請して**最長は2年**です。

また、2022.10から**分割して2回取得**することが可能になりました。

テンプスタッフフォーラムの育児休業取得要件は？

1～3、すべて満たす場合、育児休業が取得できます

1. 育児休業の申出時点で、お子様が1歳6ヶ月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない方
2. テンプスタッフフォーラムで仕事復帰の意思がある方
3. 1週間の所定労働日数が3日以上労働契約を締結している方

◆休業期間：お子様の1歳の誕生日前日までの間で、ご希望の期間取得できます。

◆取得回数：1人のお子様に対して2回まで分割して取得ができます。

●育児休業給付金について●

・以下の支給要件をすべて満たす人が受給できます。

- ①雇用保険に加入している被保険者
- ②1歳未満の子どもがいる
- ③産休前の2年間で、1ヶ月に11日以上働いた月が12ヶ月以上ある
- ④育休期間中の1ヶ月あたり、休業開始前の1ヶ月の賃金の80%以上が支払われていないこと
- ⑤育休期間中に就業している日数が1ヶ月あたり10日以下であること。

・1ヶ月あたりに受け取れる支給額は・・・

休業開始から6か月まで：【休業開始時賃金日額×支給日数】×67%

休業開始から6か月経過後：【休業開始時賃金日額×支給日数】×50%です。

また育児休業中は**社会保険の支払いが免除**されます。

	育休取得	給付金受給	社会保険 支払免除	
雇用保険に加入していて当社 で就業期間が1年以上の方	○	○	○	但し週3日以上 の労働契約を締結している方
雇用保険に加入しているが当社 で就業期間が1年未満の方	○	△	○	給付金は前職での雇用保 険加入状況によります
当社で就業しているが雇用保 険に加入していない方	○	×	×	

2022・10スタート！

★出生時育児休業（産後パパ育休）★

出生時育児休業(産後パパ育休)は男性（養子の場合等は女性も取得可能）の育児休業取得を促進する制度です。

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能、また分割して2回取得できます。
(まとめて申し出ることが必要です)

取得希望の方は、所属オフィスへご連絡ください！

- ・育児休業の取得時には「育児休業申出書」の提出が必要です。
休業開始日の1か月前まで（育児休業延長の申出の際は2週間前まで）に会社所定の送付先まで郵送でご提出ください。
- ・なお、育児休業申出書は出産のご連絡をいただいた方に会社から発送します。
- ・当社では、育児休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。
- ・また、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。

■本件に関する問合せ先■

テンスタッフフォーラム株式会社

電話番号：0120-555-102 受付時間：9時～18時（平日のみ）